令和５年３月30日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等
の一部改正について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記２件の指針の一部改正に関し、別添のとおり、日本医師会より本会に対し周知方依頼がありました。

今回の一部改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき令和５年４月１日から施行される改正後の個人情報の保護に関する法律の規定等を踏まえたもので、３月27日に告示、７月１日から施行されます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の一部改正について

２．「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」の一部改正について

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL 06-6763-7006／FAX 06-6764-0267